

鈴鹿市から転出される方へのお知らせ



鈴鹿市マスコット
キャラクター
「ベルディ」
©手塚プロダクション

新しい住所地に住みはじめた日から14日以内に転入先の市区町村に転入を届出てください。
(正当な理由がなく届出が遅れてしまうと過料に処せられることがあります。)

転出予定日以降は、鈴鹿市に住所がないものとして扱われます。予定日の前日までは住民票の申請が可能です。

転入届に必要なもの

- ① 転出証明書（カードによる転出届の方にはありません。）
 - ② マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方）
 - ③ 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
- * 代理人が届出をする場合、異動者本人直筆の委任状が必要です。事前に転入先市区町村にご確認ください。

転出手続きに変更があった場合

- 転出証明書を紛失した場合
転出証明書（または転出証明書に準ずる証明書）の再発行を受けてください。
- 転出を取りやめる場合
転出証明書と本人確認書類を持参の上、戸籍住民課または地区市民センターで転出取消の手続きをしてください。
- 転出予定日や予定地を変更した場合
転出証明書はそのままご使用いただけます。

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方へ

マイナンバーカードを利用した転出を届出た場合、転入先において、転出届の情報がネットワーク上で反映するまでに時間がかかる場合があります。お急ぎの場合は、転入先の市区町村役場へ電話確認をしていただいた上で、手続きをして下さい。

また、コンビニ交付を利用している方は、転出届をした日からコンビニでのマイナンバーカードを使った証明書の交付ができなくなります（転出予定者と同一世帯の方も交付できません）。

なお、有効なマイナンバーカード・住民基本台帳カードは転入先の市区町村で継続利用処理をすることにより、引き続き利用することができます。

ただし、以下のいずれかに該当する場合はカードが失効してしまいますのでご注意ください。

- ・ 転出予定年月日から30日を経過した日以降に転入届をした場合
- ・ 転入日から14日以上経過してから転入届をした場合
- ・ 転入を届出たのち、引っ越してきた日から90日を経過した場合

- カードの暗証番号を忘れたときは
転入先で暗証番号再設定の手続きをしてください。カード以外の本人確認書類が必要です。
- カードの追記欄に空欄がないときは
カードの再交付申請が必要です（住民基本台帳カードの再交付申請はできません）。
申請される場合は、パスポートサイズ（縦4.5cm×横3.5cm）の顔写真をご持参ください。

次に該当する方は、担当窓口で手続きをしてください。

※個人番号（マイナンバー）制度により、児童手当やこども医療費助成の所得の審査に必要な**所得証明書等**、従来必要であった書類について、市区町村によっては一部省略できる場合があります。詳しくは転入先市区町村担当窓口にご確認ください。

対象となる方	担当窓口	手 続 き
印鑑登録をしている方	戸籍住民課 1 階 ⑤番窓口 059-382-9013	転出予定日を過ぎると自動的に廃止となります。 予定日の前日までに印鑑証明書が必要になった場合は、印鑑登録証及び本人確認書類をご持参の上申請をしてください。
マイナンバーカードを 申請中または 申請する予定の方	戸籍住民課 1 階 ⑮番窓口 059-327-5056	鈴鹿市住所の申請は取消されます。転入先市区町村が発行した申請書でマイナンバーカードを申請してください。
国民年金第 1 号に 加入している方	保険年金課 1 階 ①番窓口 059-382-9401	海外へ転出する場合、国民年金第 1 号の資格は喪失しますが、日本国籍で 20 歳以上 65 歳未満の方は、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、国民年金グループにお問い合わせください。
年金を受給している方		転出先の市区町村や年金事務所にお問い合わせください。
国民健康保険に 加入している方	保険年金課 1 階 ②番窓口 059-382-7605 059-382-9290	《被保険者証の返還》 転出日以降、鈴鹿市の国民健康保険被保険者証・資格確認書は使えませんので、お戻しください。 また、資格情報のお知らせは使用せず破棄してください。 ※他市区町村の大学等への進学・施設入所などで、鈴鹿市の国民健康保険を継続する場合がありますので、該当する方は、転出手続き後、保険年金課で手続きが必要です。 《保険料の精算》 世帯主の方が海外へ転出する場合は、窓口で保険料を精算しますので保険年金課へお越しください。 ※年度当初の金額がまだ確定していないときは精算できません。 （国内の市区町村に転出される場合は、転出先で転入手続きをされた後に更正通知をお送りします。転出後の保険料の納付については、保険年金課にお問い合わせください。）
こども医療費・ 障がい者医療費・ 一人親家庭等医療費の 助成を受けている方	福祉医療課 1 階 ③番窓口 059-382-2788	受給資格証は必ず返却してください。（加入医療保険が後期高齢者医療保険の方は除く。） 振込先を変更される場合は、手続きをしてください。転入後の福祉医療費助成制度については市区町村によって制度が異なりますので、転入先市区町村窓口にお問い合わせください。
後期高齢者医療保険に 加入している方	福祉医療課 1 階 ④番窓口 059-382-7627	県外へ転出する方は、負担区分等証明書の交付を受けてください。転入後の保険証については転入先で手続きしてください。

対象となる方	担当窓口	手 続 き
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方 自立支援医療費・特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当を受給している方	障がい福祉課 1 階 ⑩番窓口 059-382-7626 (TEL) 059-382-7607 (FAX)	転入先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。 県外に転出する場合は、都道府県によって制度が異なりますので、転入先市区町村にお問い合わせください。 特別児童扶養手当を受給していて、県外へ転出される方は、必ず障がい福祉課へ県外転出届を提出してください。
介護保険要介護認定者及び申請中の方 (亀山市へ転入の場合を除く)	長寿社会課 1 階 ⑰番窓口 059-382-7935	被保険者証を持参の上、受給資格証明書の交付を受けてください。受給資格証明書は転入先市区町村担当窓口に入入日から 14 日以内に提出・申請してください。
市税の課税がある方 (納税方法)	納税課 2 階 ㉑番窓口 059-382-9008	市民税・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税等、市税の納税方法の確認や口座振替の変更等については、鈴鹿市のウェブサイトをご確認いただくか、納税課にお問い合わせください。
鈴鹿市のナンバープレートの付いた 125CC 以下のバイクを 所有している方	市民税課 2 階 ㉒番窓口 059-382-9006	ナンバープレート・標識交付証明書を持参の上、廃車手続きをしてください。転入先で引き続き所有される場合は、転入先で、手続きをしてください。
市民税・県民税が課税されている方 またはこれから課税される方	市民税課 2 階 ㉓番窓口 059-382-9446	海外へ転出する方は納税通知書等の送付先を変更していただく必要があるため、納税管理人設定届の手続きをしてください。
固定資産を 所有している方 (土地・家屋・償却資産)	資産税課 2 階 ㉔番窓口 059-382-9007	市外へ転出し、転出先から更に住所変更する場合は、資産税課にご連絡ください。また、海外へ転出する方は納税管理人申告書を提出してください。
犬を飼っている方	環境政策課 4 階 ㉔番窓口 059-382-9014	飼い犬の登録事項の変更について、転入先の市区町村にご確認の上、手続きしてください。 マイクロチップを装着している犬の場合、マイクロチップ情報の変更も必要です。
所有している住宅等が 空き家になる方	住宅政策課 10階 ㉔番窓口 059-382-7616	適切な管理をお願いします。なお、売却や賃貸を希望される方は鈴鹿市空き家バンクの登録をご検討ください。
市営住宅に 入居している方		入居している家族が転出する場合は、入居の承継や同居者の異動の手続きをしてください。

対象となる方	担当窓口	手 続 き
市立小中学校に通学している方	学校教育課 11 階 (111) 番窓口 059-382-7618	在学校で転校用の在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。転校の手続きは、転入先の教育委員会の指示に従ってください。
市立学校・幼稚園に通っている方	教育総務課 11 階 (112) 番窓口 059-382-1214	給食を食べなくなる 4 日前までに在園・在学校に給食停止の連絡・手続きをしてください。
児童手当を受給している方	こども政策課 11 階 (115) 番窓口 059-382-7661	受給事由消滅届を提出してください。(養育状況に変更がある場合のみ)
児童扶養手当を受給している方		児童扶養手当に関する届出をしてください。
認可保育所(園)・認定こども園に通園している方	こども育成課 11 階 (116) 番窓口 059-382-7606	保育所(園)・認定こども園で退所の手続きをし、保育所(園)・認定こども園またはこども育成課に支給認定証を返却してください。
市立幼稚園に通園している方		幼稚園で退園の手続きをし、幼稚園またはこども育成課に支給認定証を返却してください。
私立幼稚園・認可外保育施設等を利用し、施設等利用給付認定(無償化の認定)を受けている方		転出すると認定が取り消されます。引き続き認定を希望する場合は、転入先で手続きしてください。
妊娠中の方 乳児健診の対象の方 (1 か月・4 か月・10 か月)	こども保健課 鈴鹿市保健センター内 1 階 (鈴鹿市西条五丁目 118 番地の 3) 059-382-2252	転出日以降、母子保健のしおり(妊婦一般健康診査票・乳児一般健康診査票、妊婦歯科健康診査票、産婦健康診査票、新生児聴覚スクリーニング検査費助成券)の各助成券は市外では使用できません。詳しくは転入先市区町村の担当窓口にお問い合わせください。 デジタル母子手帳 すずっこ子育てアプリをご利用中の方は、転入先市区町村の郵便番号へと設定変更をお願いします。
定期の予防接種が未接種の方	地域医療推進課 鈴鹿市保健センター内 2 階 059-382-9291	転出後は鈴鹿市の予診票は使用できません。転入先市区町村の担当窓口にお問い合わせください。
上水道・下水道の使用休止	鈴鹿市上下水道局 お客様センター 鈴鹿市上下水道局内(鈴鹿市寺家町 1170 番地) 059-368-1671	インターネットまたは電話で 3 営業日前までに手続きをしてください。 上水道を休止すると同時に下水道も休止となります。